

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 計画の達成目標

計画の評価の指標については、当初計画と同様「減量化」、「資源化」、「最終処分量」の3項目とし、次のとおり目標を設定します。

1 減量化目標

基準年度の総ごみ排出量に対して、削減率を設定することもできますが、本市のように人口減少の幅が少ないところでは、人口減少幅が多いところと比較し、削減幅が大きくなるため、前計画どおり原単位での設定を行います。

《達成目標》

1人1日当たりの総ごみ排出量を、平成28年度実績（907g/人日）に対し、12%削減し、（798g/人日）とします。

《目標達成年度》 ⇒ 令和12年度

2 資源化目標

現在の施設においても、リサイクル率の向上に寄与していますが、前計画で設定した目標値を達成するところまでには至っていません。今後、資源化の徹底と併せ、ごみ排出量そのものを減少させていく取組が必要です。

《達成目標》

総資源化率（総排出量に対する資源化量）を27%とします。

《目標達成年度》 ⇒ 令和12年度

3 最終処分目標

最終処分量については、焼却灰のスラグ化による減量化が図れているものと考えますが、更なる削減のためには、ごみ減量化や資源化目標を達成することが求められます。

《達成目標》

1人1日当たりの最終処分（埋立）量を、平成28年度実績（79.6g/人日）に対し、14%削減し、（68.4g/人日）とします。

《目標達成年度》 ⇒ 令和12年度

第2節 施策の基本的な方向性

前計画での目標では、「ごみを出さない社会づくり」、「安定したリサイクル社会づくり」、「資源循環のための施設づくり」について、取組を進めてきました。

今計画では、「第3次岩出市長期総合計画」がめざす「住んでよかったと思えるまちづくり」を実現するため、市民（市民・地域・関係団体）、事業者、行政が一体となり、循環型・低炭素・自然共生型社会の形成に向けてごみ減量化、再資源化に努めるとしていることから、「循環型社会」、「低炭素社会」、「自然共生型社会」の形成を達成目標として掲げることとします。

1 循環型社会

これまで実施してきたごみ減量・リサイクル推進施策は、市民・事業者の協力により一定の効果があったものの、今回の検証の結果からは、今後も4R推進に取り組む必要があるといえます。また、依然としてごみの未分別や不適正な排出、不法投棄などの不適正処理が存在しています。

このような状況のなか、今まで以上に、ごみになるものを断り（リフューズ）、ごみの発生抑制（リデュース）に取り組むことで、ごみの総量を減らすとともに、繰り返し使う再使用（リユース）や分別を徹底し、再生利用（リサイクル）を推進することにより、自然環境に配慮し資源の消費が抑制され、環境への負荷ができるだけ低減される循環型社会への転換を図ります。

2 低炭素社会

大量生産・大量消費文化が開花した時代は、人々にあらゆる恩恵を与えてきました。

しかし、これらの経済活動により、地球温暖化や天然資源が枯渇し、地球規模の環境問題への対応が喫緊の課題となっています。

ごみ処理分野においても、市民・事業者・行政が一体となって4Rを推進し、燃やすごみの量を削減することによる温室効果ガスの発生や化石燃料のエネルギー利用を低減するなど、低炭素社会づくりに向けた取組が求められています。

こうしたことから、市民・事業者のごみ減量・リサイクル推進の取組を一層進め、ごみ減量に応じた経済性を考慮した効率的で適正なごみ処理体制を構築することにより、低炭素社会の実現に貢献していきます。

3 自然共生型社会

地球温暖化や地球規模での環境汚染が進む中、現在、世界規模での二酸化炭素削減や新エネルギーの活用など地球環境の保全に向けた取組が行われています。

本市では、現施設から排出するダイオキシン類や窒素酸化物などの物質について、市が独自に公害防止のための基準を設けるなど環境への負荷を極力低減する対策を講じています。

今後も、緑豊かな岩出市を後世に引き継ぐために、自然環境との共生が大切であることを踏まえ、市民一人ひとりができる地球環境保全への取組を進めます。

第3節 目標を達成するための方策

1 ごみの有料化

(1) 有料化の状況

ごみの有料化は、すでに全国の6割、和歌山県内の8割以上の自治体で制度化され、地域性や市民性に関わらず、ごみの減量化に効果があるとされている取組です。

本市においても、平成24年7月から「可燃ごみ」に対して指定袋に手数料を賦課する有料化制度を導入し、ごみの減量化・資源化の推進を図っているところです。

今後は、先進地や近隣市町の状況を踏まえて、他のごみ種とりわけ事業系一般廃棄物の処理手数料について検討していく必要があります。

(2) 他のごみ種との関係

有料とした「可燃ごみ」については、一定の効果として減量化・分別が進んだことによる資源化が進んでいますが、国の手引きにある「約10%の効果」に留まっており、更なる資源化を求めるのは非常に厳しい状況が続いています。

一方、市内において増え続けている事業系一般廃棄物については、可燃ごみを有料化したことによる効果では、あまり進んでおらず、事業系一般廃棄物を排出抑制するための制度の見直しを考える必要があります。

また、「不燃ごみ」については、かん・ビン類を主として収集することとして、区分が曖昧であった使用済小型電子機器等の粗大ごみの混入をさけるため、分別の徹底を周知する必要があります。

(3) 現行制度の改善点

ごみの減量を目的に、市民負担を少なくするため、指定袋の一定数量を無償交付する「一定量無料型」制を導入していますが、既に8年が経過し、マンネリ化やリバウンドが懸念されます。これまでの実績から、制度の継続、指定袋の規格・素材の改善を検討し、不適正排出（ルール違反）者への指導が必要です。

2 減量化・資源化に取り組む市民への支援

(1) 生ごみ処理器・電動式生ごみ処理機購入補助事業

市民による生ごみの自己処理の普及促進を図るため、家庭における生ごみの堆肥化容器等購入に対する補助制度を継続していきます。

(2) 集団資源回収奨励金制度

事前に市に登録した区・自治会及びボランティア団体等が自主的に行う資源回収について、その量に応じて奨励金を交付する制度について、引き続き、資源化の推進に努めます。

3 関係団体等との連携

(1) 環境関係団体との連携

身近な環境問題に取り組む市民と協働して、環境保全活動を行います。

(2) 市民参加による「クリーン缶トリー運動イン岩出」の実施

環境美化運動への参加を通じて、ごみへの関心やマナーの徹底等を図り、ごみの減量化や資源化のための実践活動に繋げられるよう喚起します。

(3) ボランティア清掃への支援

自主的に行う地域周辺の美化活動に対して、申請に基づき必要なごみ袋を配布し、環境美化への意識の向上とごみの適正処理への認識を深めます。

4 啓発事業の充実

(1) 分別の推進と不適正排出の防止

ごみの分別は、多くの市民に定着していますが、徹底されるところまでには至っていません。特に、紙類の分別が十分でないように思われます。

また、可燃ごみでは食べられずに廃棄される「食品ロス」について、「食べきり」、「売り切り」の啓発や「残さず食べよう！3010運動」を継続し、引き続き、広報紙やウェブサイトでの啓発、分別冊子の配布等を通じて周知を図ります。

(2) 環境教育・環境学習の推進

自治会等への「実態調査見学会」や小学校への出前講座を継続します。学校、各種団体等の施設見学の受け入れ、地球環境問題などを含めて啓発します。

(3) マイバッグ運動の推進

全国で、令和2年7月から店頭におけるレジ袋の配布が有料化されました。これにより、プラスチックごみの削減が図られる見込みではありますが、引き続き、マイバッグを持参して、必要のないレジ袋は使用しない、また過剰な包装は断るなど、身近な日常生活の中でごみを減らす取組の周知に努めます。

(4) 広報紙・ウェブサイト等を活用した情報の提供

市民が情報を閲覧できるようごみ処理の数値や減量化・資源化の状況などを掲載

し、市民等のごみに対する関心や減量化への意欲が更に高められるよう喚起します。

5 事業者との協働

(1) 店頭回収の充実

一部の量販店等においては、店頭回収が行われていますが、ごみの減量化、資源化を推進するうえで、有効な対策であり、今後も協力店（エコショップ）の拡大に努めます。

(2) オフィスから排出される紙類への対策

オフィス等から排出される紙類で、シュレッダーダストを含めて資源化を推進するため、収集体制や排出方法など可能な方策を検討します。

なお、クリーンセンターに直接持ち込まれたシュレッダーダストについては、資源化を図っています。

(3) 事業者の自己責任の明確化

多量排出事業者等から排出される事業系一般廃棄物の減量化と適正処理を徹底するため、法令に基づく自己責任を明確化し、ごみの減量化・資源化を推進します。

(4) 収集体制の見直し

現在、事業系一般廃棄物の収集については、主にオフィスや個人事業主、テナントなど、少量排出の事業者の場合、市が直接収集し、量販店やコンビニ等の多量排出事業者では、収集運搬許可業者が収集しています。

事業系ごみは増加傾向ですが、既存許可業者で対応可能であり充足しています。

許可制度については、一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に遂行されなければならないため、新規許可は行わないものとします。

6 市役所としての取組

(1) エコオフィスの推進

事業系一般廃棄物の減量化をより一層推進していくため、自らが事業者として率先して取り組むとともに、グリーン購入やエコオフィスの徹底に努めます。

(2) 紙類の資源化

引き続き、シュレッダーダストのリサイクルの徹底を図ります。

(3) 給食残渣の再生利用

学校や保育所から出る給食残渣について、堆肥化や家畜の飼料等への有効利用を継続します。

7 粗大ごみ量の削減

ごみになるものは断る（リフューズ）、不要なものは購入しない（リデュース）、
不用なものは譲り合う（リユース）

廃棄の前に修理するなど再利用する（リサイクル）など、一人ひとりが実践することが重要です。

粗大ごみについては、クリーンセンターへ持ち込まれるごみ種の中で最も多く、
収集については、年2回実施していますが、持ち込み時の受付及び収集方法を含め、
削減に向け、これらに応えられる施策について検討します。

8 リサイクル工場の運営

ごみの減量化、再使用、再資源化を学ぶ実践教室や体験を通して、循環型社会構築の必要性を理解していただくため、リサイクル工場を運営しています。

平成25年度から自転車の再利用と平成29年度から可燃粗大ごみとして処分しているもののうち、再利用できる家具等を対象に実施しています。引き続き、粗大ごみの減量化・再利用化に努めます。

9 要援護者への戸別収集（ふれあい収集）

自らが集積所までごみを排出できない高齢者（世帯）や要介護状態にある方には、平成26年度から「ふれあい収集制度」を実施しています。今後、高齢化社会の社会情勢を鑑み制度の拡充を検討します。

10 不法投棄防止対策の強化

（1）不法投棄防止パトロールの強化

不適正排出や不法投棄が比較的多く発生している地域を重点パトロール地域として、計画的に監視活動を継続し、必要に応じ、夜間パトロールを実施するとともに、監視活動を行っていることを市民等に広く周知し、不法投棄や不適正排出の抑止に繋がります。

（2）関係機関・団体との連携

不法投棄現場における更なる不法投棄の防止に向けて、早期発見・早期撤去するとともに、監視及び通報体制の整備を図るため、警察署や郵便事業者、関係団体等に協力を呼びかけ、悪質な事案に対しては、警察と協力して対応します。

第5章 計画の円滑な推進

第1節 施策の推進と進行管理

ごみ処理基本計画を着実に推進していくためには、毎年度の取組を明らかにし、達成状況を確認していく必要があります。

そのため、目標や重点的な施策の状況などについて、PDCAサイクル（Plan・Do・Check・Action）という事業活動の「計画」・「実施」・「評価」・「改善」の循環に基づく進行管理を行います。これにより、目標の達成状況などの共有化を図り、必要な対応策などについて、毎年度実施する施策に反映し推進します。

第2節 進行状況の評価と公表

進行管理に当たっては、岩出市の環境をまもる審議会への報告と審議などを行い、ウェブサイト等に公表します。

岩出市の環境をまもる審議会は、毎年度、計画の達成状況の確認を行い、必要に応じて取組の見直しを提言します。